

太陽光発電設備及び蓄電池等の共同購入事業に係る仕様書

太陽光発電設備及び蓄電池等の共同購入事業（以下「本事業」という。）に係る仕様書（以下「仕様書」という。）は、住宅用太陽光発電設備、蓄電池、V2H 及び電気自動車（EV）（以下「住宅用太陽光発電設備等」という。）の普及拡大を目的として実施する本事業について必要な事項を定めるものであり、本事業を実施する事業者（以下「支援事業者」という。）は、この仕様書に定める事項について適正に履行すること。

1. 事業スケジュール

(1) 事業の実施時期（目安）

購入希望者の募集開始	令和3年5月頃
施工事業者（※）の決定	令和3年6月頃
購入希望者の募集終了	令和3年7月頃
購入希望者への購入意思の確認締切	令和3年10月頃

※施工事業者とは、支援事業者から選定された太陽光発電設備等の工事施工事業者をいう（以下同じ。）。

(2) 事業実施期限

購入希望者の募集開始期限	令和3年8月末
工事完了期限	令和4年6月末

ア 購入希望者の募集は、上記購入希望者の募集開始期限内に開始しなければならない。

イ 工事完了が令和4年3月末以降となる場合は、協定期間も工事完了まで延長することとする。

なお、資源エネルギー庁の審査期間等により期限までに工事完了が困難な場合は、完了予定時期を群馬県（以下「県」という。）へ報告の上、購入者へ説明を行うこと。

また、購入者の都合で工事完了が遅れる場合や、購入者数が想定を大幅に超える場合等相当な理由がある場合は、工事完了が令和4年6月末を超えることを認める場合がある。

2. 事業内容

次の内容について、実施すること。

(1) 事業の実施体制の構築及び統括責任者等の選任について

ア 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を履行すること。

イ 業務の履行に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、本事業又は類似の事業に従事した経験があり、業務管理に関する責任者を当てること。

ウ 支援事業者より選定された施工事業者及び住宅用太陽光発電設備等の購入を希望する県民（以下「購入希望者」という。）からの問い合わせや苦情対応を行う窓口（以下「コールセンター」という。）においては、各々において業務責任者を選任すること。

エ 実施体制図（県、支援事業者、施工事業者、購入希望者及び関係事業者等、本事業の実

施体制をまとめたもの)を作成すること。(任意様式)

(2) 事業実施スケジュールについて

ア 事業実施スケジュール表を作成すること。

なお、事業実施スケジュールにおいては、別紙2を参考に作成すること。

イ 事業実施スケジュールにおいては、固定価格買取制度において令和3年度の認定を取得可能なスケジュールとすること。

ウ 事業実施スケジュールにおいては、広告の開始から工事完了までの1回の応募スケジュールについて記載すること。

(3) 購入希望者へ提供する住宅用太陽光発電設備等のプラン作成について

ア プラン作成については、「住宅用太陽光発電設備」と「蓄電池」の組み合わせを自由(住宅用太陽光発電設備が既設の場合は、蓄電池単体での設置も可)にできるよう作成すること。

なお、V2H及びEVについては、入札の対象とせず、オプションとして設定できるものとする。

また、オプションを設定する場合は、市場価格より安い価格に設定し、オプションのみの提供は行わないこととする。

イ 購入希望者へ提供する住宅用太陽光発電設備等の種類・性能等を示したプランを作成すること。

ウ プランは、購入希望者が選択しやすいよう、価格の低減等についてシンプルなプラン及び構成とすること。

エ プラン作成については、(ア)～(イ)の内容により作成すること。

(ア) 住宅用太陽光発電設備においては、太陽光モジュールの公称最大出力合計値、又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれかが10kW未満のものとする。

また、蓄電池においては、1kWh以上17kWh未満のものとする。

(イ) 住宅用太陽光発電設備の設置箇所等については、屋根への設置とし、コストアップにならないシステム構成とすること。

(ウ) 住宅用太陽光発電設備については、本県における気象条件や住宅事情等を考慮の上、決定すること。

(エ) 蓄電池は、災害(停電時)に宅内給電へ切り替える機能を有するものとする。また、パワーコンディショナは、単機能又はハイブリッドタイプとすること。(既設太陽光パネルにおいて、ハイブリッドタイプのパワーコンディショナに取り換える場合は、既設太陽光パネルに影響を与えないよう逆流防止措置等を考慮すること。)

オ プランについては、協定締結後、県と協議の上、最終決定すること。

(4) 広告宣伝について

ア 広告宣伝計画を策定し、広告対象及び方法については、効果的なものを選択するものとする。

- イ 地域情報誌、新聞折込及びダイレクトメール等により広告を行うこと。配布方法は、各戸配布や対象者の集まる施設を中心に配布すること。
- エ SNS やオンライン広告等を利用した広告宣伝を実施すること。
- オ 県広報紙及び地域情報誌等への広告掲載において、県と協議の上、決定すること。
- カ 購入希望者募集期間中に購入希望者向け説明会を実施すること。
- キ 県及び市町村の広報紙等への広告掲載にかかる費用は、支援事業者の負担とすること。
- ク 県が実施する市町村に対する広報依頼に協力すること。

(5) ホームページの構築及び運用等について

- ア 本事業に係る Web サイトの構築（PC 及びスマートフォンに対応したもの）、運用、メンテナンスを行うこと。
- イ Web サイトを使用して購入希望者及び施工事業者の募集を行うこと。
- ウ Web サイトの構築、運用において、メンテナンス体制の構築及びセキュリティ対策を行うこと。
- エ Web サイトでは、本事業以外の広告・宣伝を行わないこと（県の許可を得た場合を除く。）。
- オ Web サイトにおいては、どの広告宣伝媒体からアクセスしたかカウントできるよう構築することとし、アクセス状況について県へ報告すること。

(6) 施工事業者の選定等について

- ア 住宅用太陽光発電設備等を安全かつ確実に設置できる施工事業者を公募により選定するため選定基準を作成の上、選定基準に基づき施工事業者の審査を行うこと。また、選定基準を満たした施工事業者による入札を行い、最も安価な入札を行った事業者を施工事業者として選定すること。
- イ 入札価格については、施工費、電力会社や国に対する申請費及びその他諸経費を含む工事に係る一切の費用を含むものとする。ただし、個別事情による追加費用については、オプションリストに基づき設定できるものとする。
- ウ 施工事業者選定の入札に参加する事業者は、下記の要件を満たすこと。
 - (7) 施工事業者の選定に当たっては、県内事業者が多く参入できるよう十分配慮すること。
 - (イ) 支援事業者は、施工事業者として入札に参加はできないものとする。
 - (ウ) 財務状況が健全であること（支援事業者は、信用調査会社からレポートを取得すること等により確認すること。）。
 - (エ) 施工事業者又はその下請け事業者が建設業許可において電気工事業の許可を取得していること及び入札時において営業停止処分を受けていないこと。
 - (オ) 施工保証を裏付けるものとして、施工瑕疵責任に関する保険に加入すること（生産物賠償責任保険等）。
 - (カ) 施工期間中のあらゆる損害への保険に加入すること（工事保険、請負業者賠償責任保険、労災保険等）。

(キ) 購入希望者が割賦販売による分割払いや、ローンを希望された場合に信販会社や銀行、その他金融機関を紹介できること。

(ク) 関係法令（労働安全衛生法、建築基準法、電気事業法及び電気工事士法等）を遵守すること。

エ 入札結果については、県へ報告を行い公表すること。

オ 選定された施工事業者との間で、本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約書を作成し、契約を締結すること。また、契約書等には必ず次の内容を明記すること。

(ア) 契約当事者について

(イ) 委託内容について

(ウ) 手数料等を定める場合は、その扱いについて

(エ) 工事完了期限について

(オ) 個人情報保護について

(カ) 支援事業者と施工事業者間の契約不履行による解除又は解約の扱いについて

(キ) 善良なる管理者の注意義務について

(ク) 規定外事項について誠実に協議する旨について

(ケ) 裁判管轄について

(コ) 関係法令の遵守について

(サ) 支援事業者と施工事業者間の責任区分の明確化について

カ 施工事業者から、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でない旨の誓約書を受領すること。

キ 選定された施工事業者は、引き渡し時において、設置した機器の取扱い説明（通常時・停電時）、保守点検及び故障の際の対応、廃棄に関する説明を行うこと。

ク 事業に伴う責任は、支援事業者又は施工事業者が負うものとし、県は負わないものとする。

ケ 施工に関する苦情やトラブル等が発生した場合には、施工事業者が誠意を持って対応するとともに、苦情やトラブル等が発生した日時、場所、内容等を記録し、支援事業者へ報告すること。

コ 施工事業者が苦情やトラブル等を解決できない場合には、支援事業者が適切に対処し解決するとともに、対応した日時、場所、内容等を記録し、施工事業者へ報告すること。

サ 苦情やトラブル等については、ケ、コで作成した記録を付して、速やかに県へ報告すること。

シ 施工事業者の入札金額を購入希望者へ提示し、最終的な購入意思の確認を行うこと。

(7) 太陽光発電設備等の施工及び検査について

ア 支援事業者は、住宅用太陽光発電設備等を安全かつ確実に設置するため、施工事業者が行う設置業務に対して、その実施状況を確認し、問題等がある場合は指導等を行うこと。

イ 施工事業者は、業務の実施に当たっては、業務責任者を選任すること。

ウ 工事を監理する者として、下記の条件を満たす者を選任すること。

- (ア) 建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有すること。
- (イ) 住宅用太陽光発電設備の施工業務に従事した経験があること。
- (ウ) 蓄電池等の知識を有すること。
- (エ) 業務の実施について専門的な知見を有すること。

エ 支援事業者は、施工事業者の工事について、第三者機関により施工中及び施工後の検査を行うこと。ただし、検査は抽出検査とする。

オ 第三者機関においては、次の要件によること。

- (ア) 住宅用太陽光発電設備について点検及び検査事業を行っているものであり、蓄電池等においても知識を有すること。
- (イ) 施工事業者と利害関係にないこと。
- (ウ) 検査者は、建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有する者を配置すること。

(8) 問合せ対応について

ア 問合せ及び苦情へ対応するため、支援事業者においてコールセンターの設置及び運用を行うこと。

イ 問合せ及び苦情については全てコールセンターで対応すること(※)。

ウ コールセンターで問合せ及び苦情へ対応する者への研修を行うこと。

エ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。

オ 県及び市町村に対する問合せ及び苦情があった場合の対応を行うこと。

カ コールセンター以外への問合せ及び苦情についても対応すること。

キ 業務の実施に当たっては、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有する者を選任すること。

※コールセンターは、対応した苦情の日時、場所、内容等を記録し、県及び施工事業者へ報告すること。

(9) リスク管理について

事業実施に伴うリスクについては、支援事業者がすべての責任を負うこととし、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処すること。

3. 施工事業者及び購入希望者の募集の広告等について

(1) 支援事業者は、広告内容について県と協議して定めるものとする。また、広告に県の名称等を用いる場合は、必ずその都度、県の了解を得ること。

(2) 支援事業者は、広告用の資料等を県に提供し、県が行う広報に協力するものとする。

(3) 支援事業者は、本事業について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の取材申し込みがあった場合は、原則として事前に県の了解を得るものとする。

4. 実施報告書の提出等

(1) 支援事業者は、以下のものについて、令和4年7月29日(金)までに県に提出するものとする。

- ア 実績報告書(事業の実施状況、広報計画の実績等)
- イ チラシ等の広報に係る作成物及びその電子データ
- ウ その他、事業実施に当たり行ったアンケート等の集計結果

(2) 支援事業者は、(1)ウに記載のアンケート調査について、以下のとおり実施すること。

- ア 購入者及び購入辞退者を対象としたアンケート調査票の作成、回収、集計を行うこと。
- イ アンケートの内容については、事前に県と十分な調整を行い決定すること。また、アンケートの回収率を上げる取組を実施すること。

5. その他

(1) 本事業に係る計画に変更が生じた場合は、すみやかに県へ報告し、県と支援事業者が協議した上で決定する。

(2) 県から事業の進捗状況等について問合せがあった場合は、報告すること。

(3) 支援事業者は、関係法令を遵守し誠実に業務を履行すること。

(4) 支援事業者は、購入希望者及び施工事業者募集の際に下記の事項について明示すること。

- ア 支援事業者は、県を代理する権限を有するものでないこと。
- イ 県が支援事業者の資力・信用を保証するものでないこと。

(5) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事由等が発生した場合は、県と協議した上で業務を進めること。